

第4 生活保護班

1 生活保護

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする(生活保護法第1条)

この原理は、生活保護法という法律の目的を規定した、最も根本的な原理であり、具体的には、生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施すべきことを規定したものである。

生活保護には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

中部福祉事務所は管内8町村の生活保護業務を行っている。

管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少。平成6年度から平成8年度までは増加傾向にあったものの、平成9年度から平成10年度までは減少。平成11年度以降は、毎年増加し続けている。

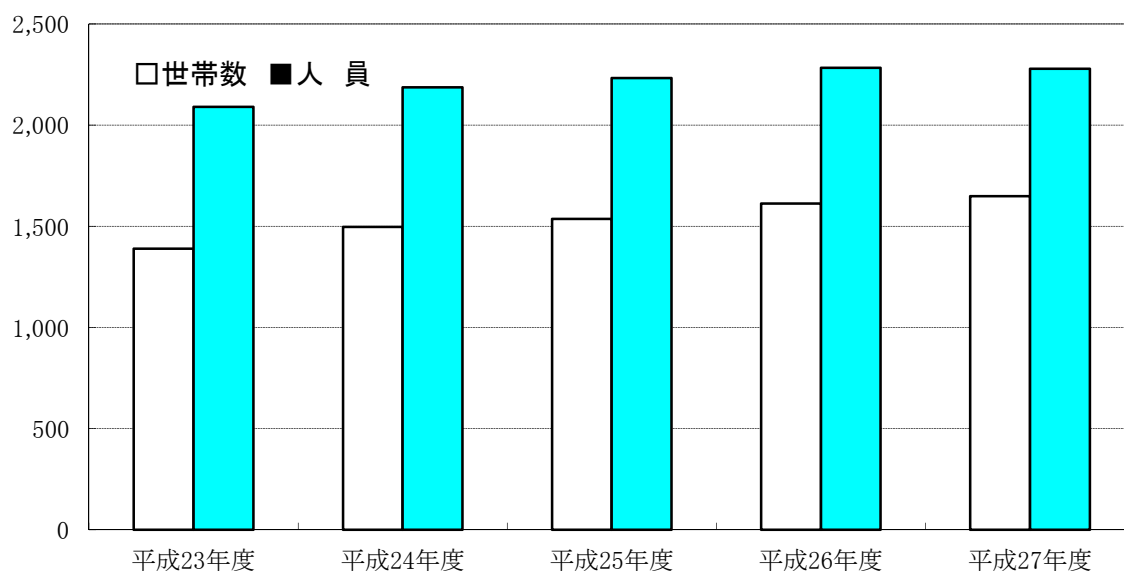
(1) 年度別保護の状況

(単位:世帯、人、%)

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率 %	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生 活		住 宅		教 育		医 療		介 護		そ の 他	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成23年度	145,040	1,390	2,090	14.41	1,204	1,840	945	1,472	124	219	1,057	1,330	298	306	67	76
平成24年度	146,048	1,497	2,186	14.97	1,281	1,902	1,004	1,515	128	222	1,118	1,353	320	327	58	67
平成25年度	146,759	1,537	2,232	15.21	1,354	1,995	1,070	1,601	131	226	1,182	1,438	368	377	66	78
平成26年度	147,891	1,613	2,283	15.44	1,429	2,042	1,127	1,639	117	201	1,225	1,472	392	399	73	85
平成27年度	148,863	1,648	2,279	15.31	1,462	2,047	1,163	1,660	113	199	1,263	1,365	364	367	61	75

扶助別世帯人員は当該年4月から翌年3月までの平均値を計上してある。

(2) 年度別保護実施状況



(3) 労働力類型別世帯の推移

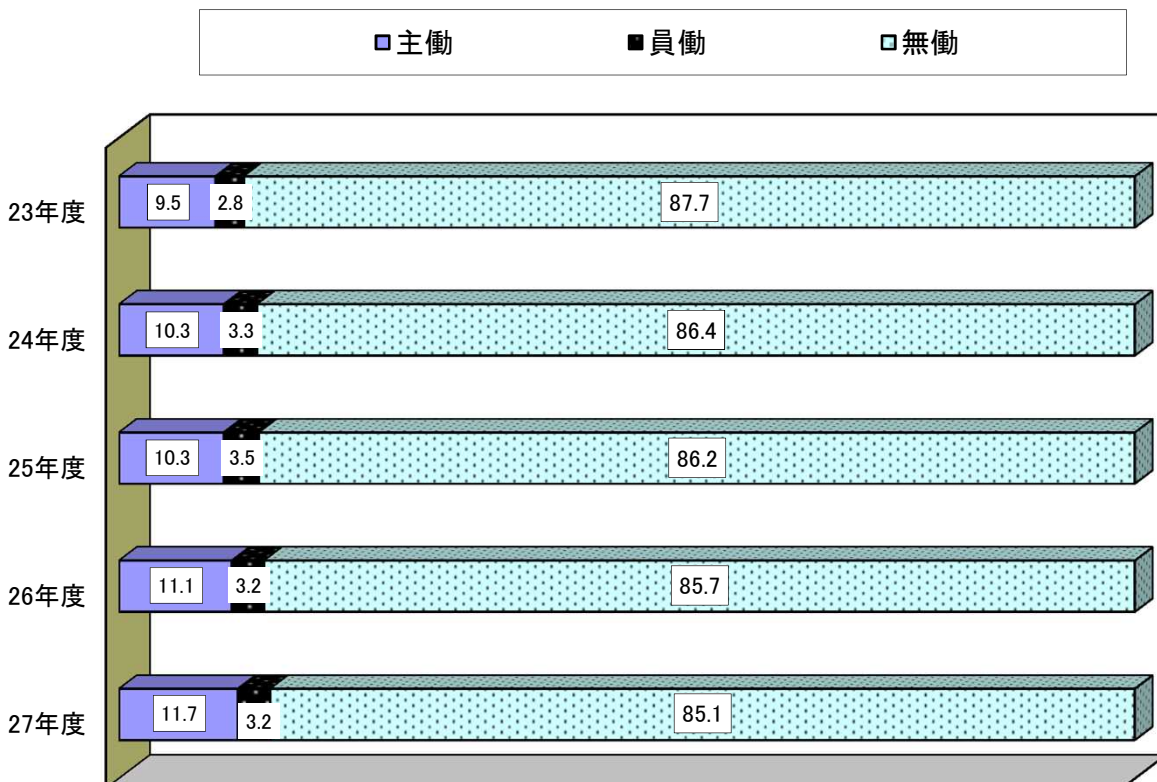
平成27年度における労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比は前年度より0.2%増加。世帯員の働いている世帯(員働)及び無働世帯が前年度より減少している。

ア 労働力類型別世帯数

(単位:世帯、%)

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
23	1,390	132	93	17	2	20	39	1,219	9.5	2.8	87.7
24	1,497	154	115	18	1	20	49	1,294	10.3	3.3	86.4
25	1,534	158	116	16	2	24	53	1,323	10.3	3.5	86.2
26	1,610	179	128	14	2	35	52	1,379	11.1	3.2	85.7
27	1,671	195	112	12	2	69	54	1,422	11.7	3.2	85.1

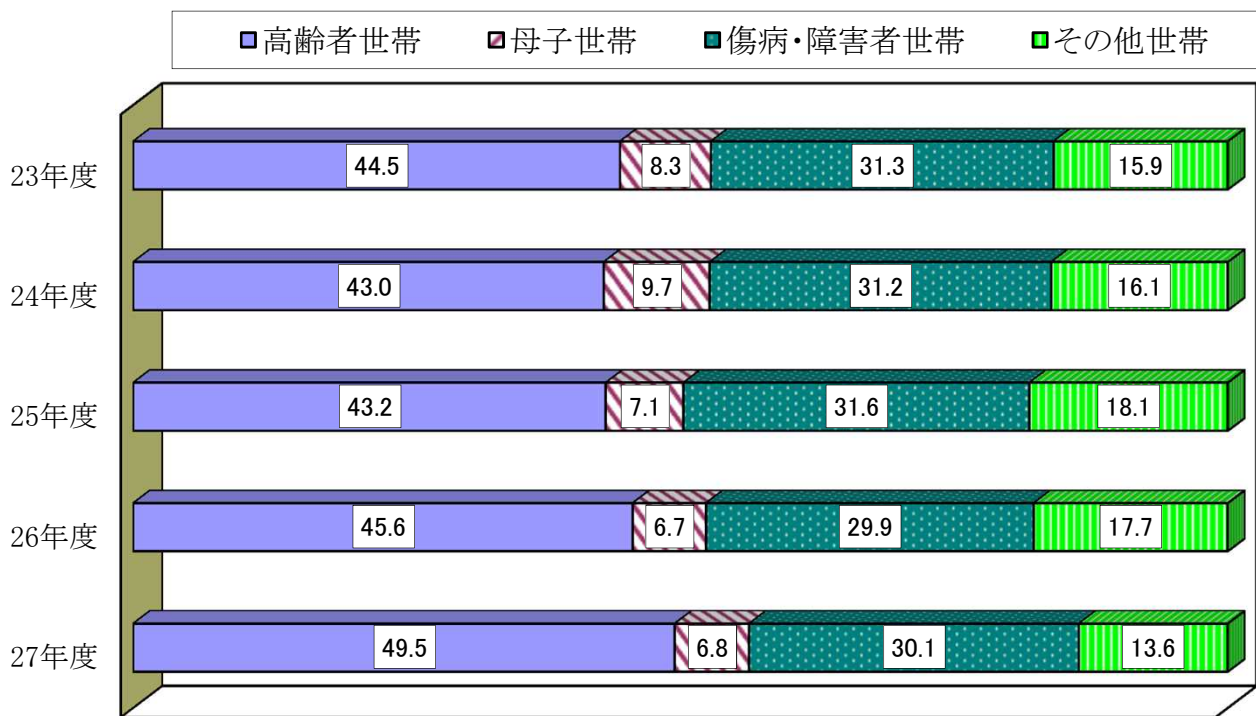
イ 労働力類型別世帯数の構成比 (%)



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成27年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べ高齢者世帯が3.9ポイント増となっており、母子家庭は0.1ポイント増、傷病・障害世帯は0.2ポイント増、その他世帯は4.1ポイント減となっている。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移の構成比（％）



イ 世帯類型別世帯の年次推移（年度平均）

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
23	619	115	435	221	1,390
24	644	145	467	241	1,497
25	662	109	485	278	1,534
26	734	108	481	285	1,608
27	827	113	503	228	1,671

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成27年度における保護開始を原因別で見ると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く34.5%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が34.7%、「その他」が49.4%、「働きによる収入増」が8.8%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が7.1%となっている。

ア 原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件、%)

年度		開始原因						廃止原因					
		総数	働きによる収入減少 疾病に起因しない	収入の減少・支出の増 疾病による	死亡・別離・行方不明	減 少 喪失 仕送り・年金等の	その他	総数	疾病の治療	働きによる収入増	死亡・失踪	働きによらない収入増 年金・仕送り等	その他
23	実数	246	33	102	12	60	39	192	1	23	43	29	96
	構成比	100	13.0	41.0	4.7	23.6	17.7	100	0.6	13.3	24.9	16.8	44.4
24	実数	260	27	122	4	50	57	170	0	13	56	11	90
	構成比	100	10.8	49.0	1.6	20.1	18.5	100	0.0	6.1	26.2	5.1	62.6
25	実数	254	32	80	8	76	58	173	1	18	59	6	89
	構成比	100	13.8	34.5	3.4	32.8	15.5	100	0.0	10.6	34.7	3.5	51.2
26	実数	249	12	78	9	77	73	214	1	25	56	9	123
	構成比	100	5.2	33.6	3.9	33.2	24.1	100	0.0	14.7	32.9	5.3	47.1
27	実数	232	10	72	2	80	68	170	0	15	59	12	84
	構成比	100	4.3	31.0	0.9	34.5	29.3	100	0.0	8.8	34.7	7.1	49.4

(6) 保護開始・廃止の状況

平成27年度の保護の新規申請件数は387件で、前年度より29件減少。新規申請件数のうち、保護開始決定したのは232件で前年度より17世帯増、保護開始率は、59.9%となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

(単位:件、世帯、%)

年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
23	425	132	61	246	352	192	319	57.9
24	443	98	82	260	398	170	237	58.7
25	444	94	72	254	397	173	243	57.2
26	416	85	105	249	347	214	304	59.9
27	387	67	77	232	312	170	215	59.9

(7) 医療扶助の状況

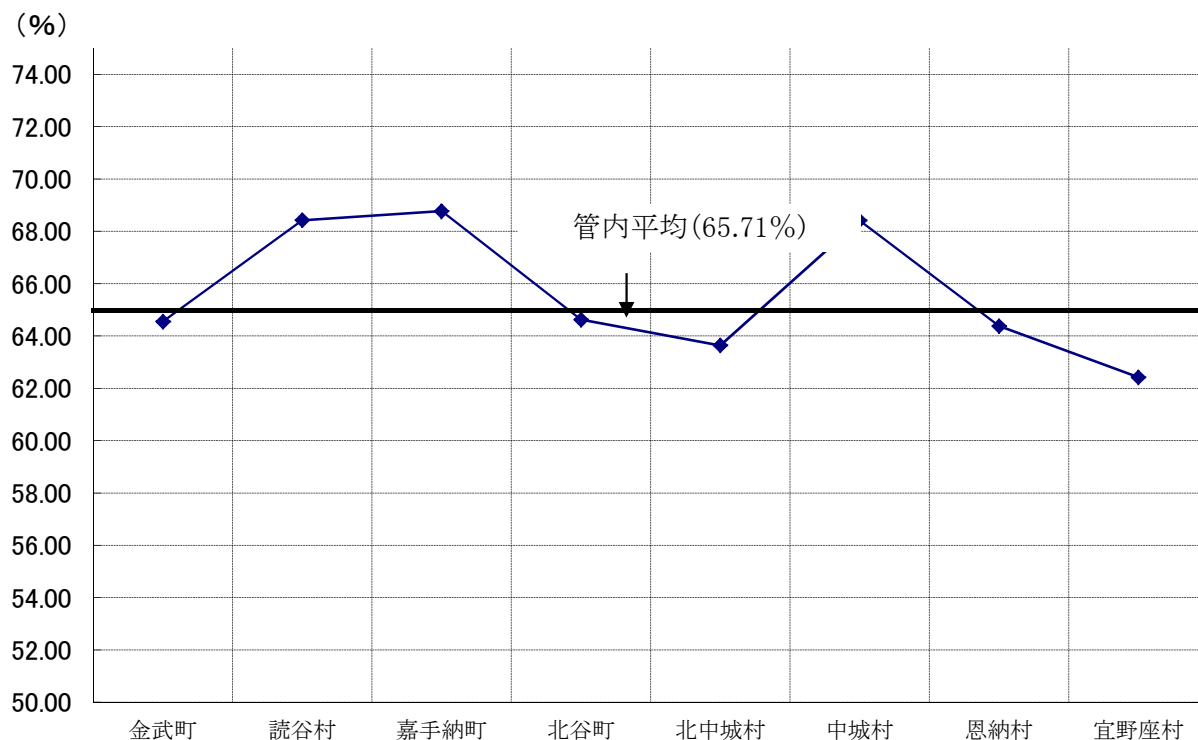
平成20年度以降、精神科入院は減少傾向を示していた。平成23年度と24年度は増加したものの、26年度と27年度は連続して減少となった。

ア 医療扶助の推移(月平均)

(単位:人、%)

年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
23	2,090	1,330	63.64	114	0	59	55	1,216	0	6	1,210
24	2,186	1,353	61.89	138	0	64	74	1,215	0	2	1,213
25	2,225	1,437	64.58	134	0	64	70	1,303	0	2	1,301
26	2,273	1,472	64.76	130	0	61	69	1,342	0	2	1,340
27	2,279	1,492	65.47	142	0	57	85	1,350	0	5	1,345

イ 町村別医療扶助の状況(平成27年度)



ウ 町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成27年度) (単位:人、%)

町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金 武 町	110	71	64.55
読 谷 村	76	52	68.42
嘉 手 納 町	349	240	68.77
北 谷 町	537	347	64.62
北 中 城 村	418	266	63.64
中 城 村	402	275	68.41
恩 納 村	219	141	64.38
宜 野 座 村	149	93	62.42
計	2,260	1,485	65.71

(8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成28年3月31日現在 (単位:世帯(人))

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
収容者数		10	8	18	1	3	4	
障害者	身体障害	1	0	2	0	0	0	
	精神障害	6	8	14	1	3	4	
	心身の重複障害	3	0	3	0	0	0	
出身地別	恩納村	2	0	2	0	1	1	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	2	1	3	0	1	1	
	読谷村	2	4	6	0	0	0	
	嘉手納町	3	1	4	0	0	0	
	北谷町	1	2	3	0	0	0	
	北中城村	0	0	0	1	1	2	
	中城村	0	2	2	0	0	0	
在園期間別	1年未満	1	2	3	0	0	0	
	1年以上～3年未満	1	0	1	0	0	0	
	3年以上～5年未満	1	0	1	0	0	0	
	5年以上～10年未満	2	2	4	1	1	2	
	10年以上	6	6	12	0	2	2	
疾病	精神科	8	9	17	1	2	3	
	一般	3	1	4	0	0	0	

(9) 町村別保護費支給状況

(平成27年度 単位:円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	5,690,703	3,562,277	19,699,324	27,421,210	20,190,032	21,938,955	11,785,571	7,788,775	118,076,847
5月	6,071,995	2,947,410	19,412,688	27,463,229	21,112,597	22,493,229	11,955,291	8,332,884	119,789,323
6月	5,934,582	3,172,243	19,901,725	27,637,450	21,901,912	22,688,613	13,497,732	8,348,051	123,082,308
7月	5,717,727	3,755,340	19,785,712	27,886,240	21,435,705	22,771,418	12,525,941	8,164,000	122,042,083
8月	5,804,151	3,444,792	19,953,859	27,965,403	22,622,569	22,933,264	12,307,458	8,509,175	123,540,671
9月	5,537,832	3,204,061	19,546,156	28,278,122	21,951,542	22,047,927	12,724,095	8,635,454	121,925,189
10月	5,578,499	3,443,786	19,907,111	28,527,135	22,105,871	22,811,008	12,952,549	8,620,659	123,946,618
11月	6,021,747	3,327,162	20,793,941	28,198,499	22,233,463	22,551,091	12,904,165	8,529,046	124,559,114
12月	7,330,162	4,322,130	24,046,020	33,540,683	26,188,434	28,447,571	14,745,507	10,163,410	148,783,917
1月	6,018,696	3,562,655	20,664,822	27,266,963	22,540,559	23,163,323	12,674,283	8,835,237	124,726,538
2月	6,150,171	3,585,553	19,825,555	27,956,308	22,575,155	24,097,672	12,765,922	9,062,754	126,019,090
3月	6,373,056	3,620,453	20,964,234	28,360,398	21,933,881	24,703,385	13,625,431	9,459,974	129,040,812
計	72,229,321	41,947,862	244,501,147	340,501,640	266,791,720	280,647,456	154,463,945	104,449,419	1,505,532,510